

利用可能な制度資金

○ 家畜疾病経営維持資金

鳥インフルエンザ等広範囲に影響を与える家畜伝染病の発生による影響を受けた場合に、経営の再開、継続及び維持に必要な運転資金を融資する資金で、(公社)中央畜産会等が利子補給を行うことにより、低利で融資を受けることができます。

融資機関	農協等		
資金使途	経営再開、継続、又は維持に必要な経費（運転資金）		
資金メニュー	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付対象者	家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者	家畜及び畜産物の移動・搬出制限等により経営継続が困難となった者	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により深刻な経済的影響を受けた者
貸付限度額	個人 2,000 万円 法人 8,000 万円	5.2 万円／100 羽（家きん）	
資金使途	経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費（家畜の購入、飼料、営農資材等の購入、労賃支払い等）		
償還期限（据置）	7 年以内 （3 年以内）		
貸付利率	1.325%（基準金利の 1/2）		1.40%
利子補給率（中央畜産会）	1.325%		1.01%

(利率：R6.12.18 現在)

○ 農林漁業セーフティネット資金

災害等により一時的に経営状況が悪化した場合などに、経営の維持・安定に必要な運転資金を低利で融資する資金です。

融資機関	(株)日本政策金融公庫
貸付対象者	法令に基づく処分・行政指導を受けた農業者等
資金使途	運転資金
貸付利率	0.85～1.35%（R6.12.18 現在）
貸付限度額	600 万円 ※簿記記帳を行っており、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要と認められる場合は、年間経営費の 6/12
償還期限(据置)	15 年以内（3 年以内）